

船舶インシデント調査報告書

令和3年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年8月18日 23時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市樺島 ^{かば} 南東方沖 樺島灯台から真方位151° 3.9海里付近 (概位 北緯32° 29.6′ 東経129° 48.9′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ザンジバル} Zanzibarは、シーアンカーがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年8月21日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Zanzibar、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	260-32650熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人を乗せ、船首を南方に向けて船尾からシーアンカーを投入し、釣りを行っていたところ、波が高くなってきたので、船長が釣り場を移動しようとしてシーアンカーを揚収中、引揚げ用ロープがシーアンカーのパラシュート部と絡まった。</p> <p>船長は、引揚げ用ロープでシーアンカーを揚収できなくなったので、機関を微速力後進としてシーアンカー本体に繋がっている引揚げ用ロープのブイを回収しようとしたところ、シーアンカーをプロペラに巻き込み、航行不能と判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航された後、水難救済会所属の船舶にえい航を引き継がれ、長崎市脇岬^{わきみさき}港に入港した。</p> <p>船長は、ふだんから、釣りを行う際にはシーアンカーを使用していたが、夜間での使用は不慣れであった。</p> <p>船長は、引揚げ用ロープでシーアンカーを揚収できなくなった際、夜間で周囲が暗く、シーアンカーの位置を目視で確認できない状態で、機関を後進運転としたが、一旦、シーアンカーのロープを放した後、本船を反転させて船首から引揚げ用ロープのブイを回収していればよかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、夜間で周囲が暗い状況でシーアンカーを揚収中、引揚げ用ロープがシーアンカーと絡まり、引揚げ用ロープでシーアンカーを揚

	<p>収できなくなった際、シーアンカーの位置を確認できない状態で機関を後進運転としたことから、シーアンカーをプロペラに巻き込み、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間で周囲が暗い状況で、本船がシーアンカーを揚収中、引揚げ用ロープがシーアンカーと絡まり、引揚げ用ロープでシーアンカーを揚収できなくなった際、シーアンカーの位置を確認できない状態で機関を後進運転としたため、シーアンカーをプロペラに巻き込んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーアンカーを投入した状態で機関を使用する場合、プロペラにシーアンカーを巻き込まないように十分注意すること。